

「市場経済の光と影——A・スミス 市場経済原理の二面性について——」

Light and Shadow of the Market Economy in Adam Smith

社会学研究科博士過程三年

田 島 慶 吾

はじめに

現在、ソビエト連邦、東欧諸国、中国などの社会主義諸国は大きく変容しようとしている。その最も大きな変化は、いわゆる「政治的民主化」と並んで、社会主義経済下での「計画的市場経済」という名の市場経済原理の導入の試みであろう。社会主義経済は生産手段の社会的所有、計画経済（産出量割当制度、投入量割当制度、固定価格制度）、労働に応じた分配を原理とするが、現在の社会主義諸国の計画経済は、共産党の指導的役割という名の独裁政治とうらはらの命令的、指令的な中央集権型の統制的計画経済となり、戦前の日本同様の統制経済体制と選ぶところのないものとなってしまった。つまり、国家が各企業に産出高、投入量、などを上から一方的に指令し、企業がこのノルマを達成できなければ法律によって処罰されるところまできているのである。このために、計画経済は上意下従的な柔軟性を欠くものとなり、また逆に各企業はノルマをさえ達成すればよいものと考えようになり、新技術導入の遅れ、労働者の労働意欲の低下、悪性のインフレ、品不足、品質悪化、経済成長率の鈍化、等々の経済の停滞を産むこととなったのである。近年の上述の計画経済の否定面の顕在化が誘引となって、このような経済的停滞を活性化しようとして今、導入されようとしているのが、ソ連、東欧諸国での「計画的（調整的）市場経済」、中国での「国が市場を調整し、市場が企業を誘導する」「計画的商品経済」⁽¹⁾という名の市場経済原理である。

これらは要するに、市場における競争によって、個人の利己心を刺激し、よって経済活動を活性化し、社会全体の富の増加を計り、また他方で、上からの命令によってしか動かず、ノルマの達成のみを目標とする消極的、画一的、官僚

的な社会主義的人間を自律的な市場経済型人間に作り変えようとする試みである。つまりこれは、アダム・スミス型の市場経済の自動調整メカニズム、市場経済原理の導入の試みなのである。既に、一九三〇年代にオスカー・ランゲ（Oskar Lange）とアバ・ラーナー（Abba. P. Lerner）によって「競争的社会主義」⁽²⁾の概念、即ち、社会主義の計画経済のもつ諸問題を、市場経済制度における価格機構を導入することによって解決しようとする経済理論、が提起されたことがある。だが、果たして市場経済原理は万能なのであろうか。市場経済は確かに、一面では個人の利己心を刺激し、その経済的活動を活性化し、その結果、社会の全般的富裕の或る程度の実現を可能としているが、同時に、富の偏在、搾取、失業、貧困、等々の否定的側面をも生み出した。また、市場経済型人間象は創意工夫に富んだ自律的人間のみを生み出したであらうか。それは、マルクスが想定していた共産主義的人間像、社会の中で自分の個性を全面的に開花する社会的人間とはかけ離れたホモ・エコノミクスと総称される歪んだ、倫理を失った、孤立した経済人ではないのか。

以上のような、市場経済の経済面、倫理面の両方の否定面にもかかわらず、ソ連、東欧、中国の共産主義が「正当的秩序の危機」（ヴェーバー）に直面している一方で、西側の資本主義社会がいまだに強靱な生命力を保っているのは資本主義社会の市場経済原理のもつ強力な自律性によるものであると同時に、その市場経済が生み出す市場経済的倫理による支配的秩序の倫理的正当性を依然として失わずにいるからなのであろう。このような市場経済原理の生み出す論理と倫理の両面の肯定面のみの強調が、現在、言われているところの「計画的市場経済」を支えているように思われるのである。コインには両面がある。上述したように、市場経済には光と影の二つの面があるのである。市場経済はその光と影の両面の統一でしか存在し得ないのである。

以上のような市場における競争によって、自律的、かつ、積極的な市場経済型人間が生み出され、その人間の活性化された経済活動によって、社会の全般的富裕化を計るといふ、市場経済の原理の創始者はアダム・スミスであった。市場経済を基礎とする「商業社会」の自律性の証明のみならず、この社会の支配的秩序の倫理的正当性の証明をも十分な形で与えたのがアダム・スミスだったのである。⁽³⁾即ち、スミスは現代でもなお「生きている」のである。上述したように現在のソ連、東欧諸国、中国は「計画的市場経済」という名の市場原理

を導入しようとしているのであるが、スミスの真の課題はこの市場経済の論理＝市場原理の実践的、並びに、倫理的有効性を証明してみせることにあったのである。しかし、この市場経済原理は両刃の剣であった。それは後述するように、富裕化＝交換の正義＝徳性の完成という肯定面と、貧困化＝分配の不正義＝徳性の腐敗という否定面とを同時に内包する原理であり、この両面の矛盾の統一のうちにこそ市場原理は存在するものであることをスミスは期せずして示したのである。スミスはまたこの市場経済原理のもつ否定面、即ち、分配の不正と徳性の腐敗とを「上級の慎慮」＝国家政策によって解決するという見解をも持っていたのであるが、これは現在、言われるところの「計画的市場経済」のもつ理論的枠組みと何と似ていることか。

社会主義諸国の「計画的市場経済」が、この市場原理の否定面を国家政策によって矯正しようとする時、市場原理とは上述の相互背反的な二面性の統一であることよってのみ原理たりうるのだということを忘れるべきではないだろう。我々はスミスの経済理論において、この二律背反的な市場経済原理の両極がいかに現実的矛盾として顕在化するものであることを以下に見るであろう。スミスは市場原理の貫徹する自由競争市場においてこそ分業が進展するにつれ富裕が実現され、徳性が完成されるとしたのであるが、早くも、市場原理の否定面をもその体系の中に含めなければならなかったのである。我々が今、アダム・スミスの市場経済原理を研究するのは、単に、スミスがこの原理の肯定面ばかりを面的に証明しようとしたからではない。スミスはこの原理の否定面をもその体系の中に含めざるを得なかったという点こそ、今、問われるべき問題なのである。つまり、市場経済原理に「付随して」、その否定的現象が存在するのではない。市場経済原理は肯定面と否定面の両面の矛盾の統一としてのみ存立することができ、この矛盾は現実において必ず顕在化するものであることをスミスの市場経済論は図らずも示しているのである。市場経済原理のもつ二重の二面性、経済面における富裕化と貧困化、倫理面における徳性の完成と徳性の腐敗、この二重の二面性の矛盾の統一こそが市場経済の原理なのである。スミスは基本的には市場経済をポジティブに見ていたが、意図せずして、そのネガティブな面をも見たのである。このスミスの市場経済の両面把握を現在、進められている「計画的市場経済」は止揚できるのであるか。我々の関心は、市場経済の論理＝経済とこれを支える倫理＝人間像の両面にある。そしてこの

二つの肯定面と否定面の矛盾的統一にある。以下、我々はこの矛盾の止揚の試みとして「計画的市場経済」は有効であるかどうか、という勝れて現実的問題関心をプロブレマティックとしながら、この原理の創始者であるスミスの市場経済論の光と影を論考しようと思う。

序節 問題の所在——A・スミスの市場経済原理における論理と倫理——

市場経済原理のもつ二重の二面性、経済面における富裕化と貧困化、倫理面における徳性の完成と徳性の腐敗という問題設定は、我々の経済学批判の立場から由来するものである。我々の経済学批判の立場とは、経済学理論はその根底に或る特定の類型の人間学⁽⁵⁾があって初めて実践的に有効であり（実践的に有効であるとは、特定の経済学理論は経済的合理的秩序の形成と、その合理的秩序の支配の正当性の倫理的保障との二つの意味において、或る種の力をもつとの意味である）、また同時に、この類型の人間学の歴史的制約性が同時にその経済学理論の実践的有效性の限界でもあるという立場である（経済学理論が或る特定の人間学を前提し、また逆に、この人間学は特定の経済学理論によって発展せしめられるという、相互媒介、相互浸透の面はもちろんある）。ところで既述したように市場経済理論の事実上の創設者はアダム・スミス⁽⁶⁾である。その理由を以下に述べよう。

アダム・スミスは『国富論』を出版する以前に、『道徳感情論』の著者として、従って、経済学者としてではなく、道徳哲学者として著名であったという事実は周知のところである。一見したところ、『感情論』が同感という利他心を、『国富論』が利己心を取り扱っているように見えるところから、いわゆる「アダム・スミス」問題が生じたこともまた周知のところであるが、この問題は既に解決されたとしてよいであろう。スミスはケネーと並んで、近代経済学の父とも言われる人物であるが、スミスの真の貢献は近代資本主義社会、スミスの言う「商業社会」のもつ市場経済の原理、つまり、個人の利己心を刺激し、そのことをもって経済活動を活性化し、希少資源を市場における自由競争によって最適な形で配分するという市場経済の原理によるメカニカルな経済機構の自律性を立証してみせようとしたことのみあるのではなく、同時にこの社会が「倫理的に正しい社会である」、「人間性になかった社会である」、という近代

市民社会の市場原理に基づく支配秩序の人間学的な倫理的価値規範レベルでの正当性を証明しようと努力したことにあるのである。以上のような理由から、我々は、アダム・スミスの市場経済原理のもつ論理と倫理との問題を考察したいと思うのである。

スミスのいう「自然的自由の体系」(WN II, p.687.『国富論』II, 1008頁)とは、まず第一に、「個人的利益と社会的利益の一致」を原理とする商業社会のメカニカルな市場経済的な自律的機構を備えた社会であり、同時に、市場経済下での「経済活動の自由が個人の徳性を生む」⁽⁷⁾を原理とする倫理的正当性を備えた社会なのであった。この「経済の自由が富裕を生み、個人の徳性を完成させる」というイデオロギーこそが、希少資源を市場メカニズム＝市場経済の自動調整機能によって「最適な形」で分配するという資本主義のもつ市場経済的自律性と並んで、この社会の市場経済的秩序の倫理的正当性を保証する社会倫理なのである。スミスにおける市場経済の論理と倫理という問題は、決して単に社会思想的意味からのみ関心を引くのではない。現在なお、その克服を目指すべき「財産への道と徳性への道は一致する」というイデオロギーの事実上の創始者なのであり、その思想は忘却されどころか、現在かえって、社会主義経済の衰退と逆比例的にその意義を強めているように思えるのである。⁽⁸⁾

「経済の自由が富裕を生み、個人の徳性を完成させる」という原理は一方で、スミスによって「商業社会」と言われる市場経済社会の経済的自律性を、他方で、その倫理的正当性を保証する原理であった。これは例えば、人間—自然関係における所有権の物理的根拠付けとしての「労働による所有」と、人間—人間関係における所有権の道徳的根拠付けとしての「同感による所有権の保証」⁽⁹⁾との証明が同時に与えられているのを考えればその一端は見えよう。『国富論』における、いわゆる「自由放任」、つまり「あらゆる人は、正義の法を犯さぬ限り、各人各様の方法で、自分の利益を追及し、自分の勤労と資本との双方をどの人またはどの階級の人々のそれらと競争させようとも、完全に自由に放任される」(ibid. 同上)という思想と、『感情論』第六版に言う「中流、及び、下流の生活上の地位の人々においては、徳性への道と財産への道は…ほとんど同一である」(TMS, p.63.『感情論』, 96頁)という思想、要するに、市場原理の貫徹する市場経済という場面での経済活動の個人の自由が富を生み、同時にその個人の徳性＝倫理を生むという思想がスミスの根本思想なのである。つ

まり、富の増大とは徳性の完成であり、「正義の法を犯さぬ限り」という限定付きながら、経済活動の自由放任と徳性の完成とは同一の道を辿るのである。かくして、「自然的自由の体系」においては経済活動の自由放任による商業社会のメカニカルな、自律的な市場経済機構と、この市場経済の倫理的正当性とが同時に主張されているわけである。

ところで、スミスにおいて、市場経済下で経済的富裕をもたらすものとして考えられていたのは、分業と資本蓄積＝資本投下とによる生産力の増大、とりわけ、分業であった。「富」概念を或る国民の「土地と労働の年々の生産物」(WN I, p.12, 『国富論』 I, 65頁)に求めたスミスにとって、分業による生産力の増大こそ全般的富裕の実現の条件であった。「統治がよくゆきとどいた社会では、普遍的な富裕が人民の最下層の階級にまで広がっているのであり、これこそが分業の結果、ありとあらゆる技術の生産物が大増殖したために引き起こされたことなのである」(ibid., p.22. 同上, 78頁)。他方、「商業社会」の主体は「完全な慎慮、厳格な正義、適切な仁愛の諸規則に従って行動する人」(TMS, p.237. 『感情論』, 473頁)とされており、文字通り「有徳な人」、倫理的な人間なのである。この倫理的人間が主体となって経済活動の自由放任が許される時、それは、富裕化＝徳性の完成、徳性の完成＝富裕化の主張となるのである。つまり、スミスにあって注目すべきことは、市場経済下で分業の進展がもたらす富の増大が、同時に諸個人の倫理的完成、「徳性」の獲得と同一視されていることなのである。経済的活動はそのまま有徳な行為であり、正義の実現なのである。「正義の法を犯さぬ限り」という場合の「正義の法」⁽¹⁰⁾とは、『感情論』では、「隣人の生命身体を守る諸法」(ibid., p.84. 同上, 132頁)、「隣人の所有権と所有物とを守る諸法」(ibid. 同上)、「他の人々との約束によって、隣人に帰属するものを守る諸法」(ibid. 同上)とされているが、『国富論』の世界での諸個人の経済的活動の行動規範である「利己心」とは、一言で言えば、正義の法によって規制された慎慮の徳としての利己心⁽¹¹⁾と言うことができよう。

従って、スミスの言う「自然的自由の体系」という名の市場原理が貫徹する市場経済的社会においては、富裕の条件としては分業論(富と分業)が、倫理的完成の条件としては徳性論(富と徳性)とが、分業の進展＝富裕化＝徳性の完成という図式を完成させるのである。以上が、「明るい」スミスである。

しかしながら、これとは全く逆に、分業の進展による富の増大が「徳性の腐

敗」を生む、あるいは、分業の進展が逆に貧困化とそれに伴う徳性の腐敗を生じるという事態の指摘が『国富論』にはある。「彼自身の特定の職業における彼の技巧は、彼の知的、社会的、及び、軍事的徳性を犠牲にして獲得されるように思われる。ところが改善されたあらゆる文明社会ではこれこそ、政府がそれを防止するために多少とも骨を折らない限り、労働貧民、即ち、人民大衆が必然的に陥らざるを得ない状態なのである」(WNⅡ, p.782.『国富論』Ⅱ, 1126頁)。これには、既に、一七六六年の『法学講義』Bノートに次の指摘がある。

「いかなる国においても商業が導入される時にはいつも誠実と几帳面がそれに伴う。これらの徳性は未開野蛮な国ではほとんど知られていない。…しかしながら商業精神 (commercial spirit) から生じるいくつかの不都合がある。我々が第一に述べようとするのは、商業精神が人々の視野を制限することである。分業が完全の域にまで達しているようなところでは、各人はただ単純な操作を行えばよい。彼はこの操作に全注意を集中し、したがってまた、それに関連のあるもの以外の観念が彼の心に生じることはほとんどない。…このことはピンの十七分の一やボタンの八十分の一 (これらの製造業はこれほどまでに分割されている) に全注意を注ぐ人については更によくあてはまる。全ての商業国民において、下層の人々が極端に愚かなことは明らかである。…商業に付随するもう一つの不都合は、教育が大いにおろそかにされることである。富裕で商業的な諸国民においては、分業が全ての職業を極めて単純な諸操作に還元したために、非常に幼少な子供を使用する機会が与えられる。…それで両親は彼らを早く働かせることが利益であることを知り、かくしてその教育はおろそかにされる。…商業のもう一つの悪影響は、それが人類の勇気を喪失させ、軍事的精神を消滅させる傾向があることである。全ての商業国においては分業が無数に行われ、各人の思想は一つの特定物に向けられる。…かくて、人はただ一部門の業務を学ぶ暇しかもたない。そして全ての人に軍事的技術を習得させ、それを常に実践させることは大きな不利益であろう。従って、国防は他に骨折りを持たない一定の階級の人々に委ねられ、そこで大衆の間では軍事的勇気が減少する」(LJ(B), p.538-540.『講義』452-456頁)。

以上の「商業精神に随伴する幾つかの不都合」が、『国富論』における「知的、社会的、軍事的徳性を犠牲にする」ことを意味し、しかもこれが明白に「分業」との関連において述べられていることは注目に値しよう。富裕化の条

件としての分業を説明する際にスミスが持ち出した「ピン製造業」の例は有名である。そこでは、一人が独立して働いた場合、一日に「一本のピンさえつけれない」のに、分業が導入されれば、四万八千本のピンが作れるというのである。ところがこの全く同じ例が、『講義』では「分業が完全の域にまで達しているようなところでは、…全ての商業国民において、下層の人々が極端に愚かなことは明らかである」とされているのである。これが矛盾でないとするれば一体何であろうか。⁽¹²⁾

分業の進展＝富の増加＝徳性の完成がスミスの基本的構図であったとすれば、この指摘、つまり、分業の進展＝貧困化＝徳性の腐敗は重大である。スミスの体系を破壊しかねない問題性を孕んでいる。これはまず第一に、この二系列そのものが二律背反であるということ、即ち、少なくともスミスの根本思想の中に矛盾があることを意味している。この矛盾の意味は何か。これは一見したところ矛盾であるが、実は論理整合的であるのか、あるいは、端的に矛盾であるのか。矛盾であるとすれば、この矛盾の性質は何か。単なる論理的な錯誤なのか。あるいは、社会的、歴史的矛盾の反映なのか。これはアダム・スミスの「経済と倫理の関係」の問題である。第二に、これは水田洋氏による「新しいアダム・スミス問題」⁽¹³⁾、即ち、「正義の法」を「徳」にまで内面化した私人の社会である「商業社会」は、まさに正義を体現する社会であるから、そこには更に正義の法の存在する余地はなくなり、スミスが最後まで「法学の体系化」を課題としていたことの意味が理解できなくなるのではないか、という問題に関わる。即ち、「正義の法を犯さぬ限り、…完全に自由に放任される」とされた社会で、何故、なおかつ、「正義の法」が経済社会に対して必要とされるのか、の問題である。これはスミスの上述の矛盾を解消するための、新たな、しかし、そのことが自身の思想と相容れない解決策だったのではないか。これはスミスにおける「経済・倫理と法の関係」の問題である。

分業の進展＝貧困化＝徳性の腐敗の図式は「暗い」スミスである。

従って問題の所在は、以下のようなだろう。即ち、「改善されたあらゆる文明社会」、つまり、市場経済社会における分業の進展＝富の増加＝徳性の完成と分業の進展＝貧困化＝徳性の腐敗の関係である。これを分節化すれば、スミス市場経済論にあつては、上述したように分業は富裕と徳性の完成を導くと考えられていたと同時に、他方では貧困をも生み、また徳性を腐敗させると考え

られていたのであるが、この両者が同時に考えられていたこと、この二律背反はスミスの経済学＝倫理学体系において、どのような意味をもつのか。外見上では矛盾であるが実は論理整合的であるのか。あるいは、単なる体系内の論理的ミスか、あるいは、現実的、歴史的、社会的矛盾の反映なのであるか。論述を先取りすれば、スミスはこれを現実的矛盾と気付いていたがために、この矛盾を解消するために徳性の腐敗、貧困の増大を「立法者」＝政府による「正義」の実現＝分配の不正と徳性の腐敗の是正という主張を行ったのであるが、果たしてスミスの解答は真の解決であったのであろうか。それが真の解決で有り得なかったとすれば、その理由は何か。また、この現実的矛盾のもつ現代的な意味は何なのか。何故、今、改めてスミスにおける市場経済の論理と倫理とが問われるべきなのか。以上が今後の論点である。要するに、スミス市場経済論における「経済と倫理」問題である。

第一節 『国富論』における分業の進展＝富裕化と徳性の完成について

「商業社会」、あるいは、「改善された文明社会」においては、「分業」のもたらす生産力の向上が生産物の増加を生み、これをスミスが真実「富」と見なしたことは言うまでもない。この「富」概念の転換こそがスミスを近代経済学者たらしめているのである。この個人と社会の全般的富裕化は、個人の「利己心」の意図せざる結果であって、「個人の私的な利害関係は自然に彼等を動かして、…人々は社会の資材を全社会の利益に最も一致する割合に出来るだけ近付けながらその社会で営まれるあらゆる事業の間に分割し、配分するようになるのである」(WN II, p.630.『国富論』II, 929頁)。この「商業社会」が同時に、「倫理的な社会」でもあるのは、この社会の主体である個人の「直接的利己心」が、抑制されない自然の「情念」⁽¹⁴⁾ではなく、「徳性」としての性格をもっているがためである。つまり、正義の法に規制された慎慮の徳としての利己心が、この利己心に基づく諸個人の行為を倫理的行為たらしめているのである。「正義の法を犯さぬ限り」という最低の一線が利己心を「慎慮の徳性」としているのである。ここまでは上述したところである。

このような諸個人の社会である「文明社会」において、スミスはしかし、二つの異なった「道徳」体系を認めている。「全ての文明化された社会、即ち、

身分上の区別がいったん完全に確立された社会では、常に道德の二つの異なる様式、即ち、体系が同時に行われてきたのであって、その一つは厳格な、または厳肅な体系と呼んで差し支えなく、他の一つは自由な、または、…放縦な体系と呼んでよい。前者は一般に庶民によって賞賛され尊敬され、後者はいわゆる上流の人々から普通より多く尊重され採用されている」(WN II, p.794. 同上, 1142頁)。「厳肅な体系」は「庶民」の道德体系であって、そこでは、「上流の人々」の道德体系である「自由な、または…放縦な体系」とは、「軽薄という悪徳」(ibid. 同上)の否認の程度に応じて区別される。「厳肅な体系」においてはこの悪徳は「庶民にとっては常に破滅的なものであり、たった一週間でも無分別なことや散財をしようものなら、もうそれだけで、貧乏な職人は永久に取り返しのつかないものとなってしまう」(ibid. 同上)とされる。「庶民」、あるいは、「中流、及び、下流の生活上の人々」の世界とは製造業と外国貿易の拡大によって「改善されたあらゆる文明社会」の世界であり、広範な分業と、全般的富裕の世界であり、同時に倫理的な「厳肅な体系」の世界でもあった。

しかし、スミスはまた直接的利己心に基づかない社会的領域の存在、つまり、国防、正義の執行、土木事業、教育などの公共事業施設の建設と維持(『国富論』第五編第一章)という社会的領域の存在することを認めていた。スミスは個人の利己心の「社会生活のあらゆる側面に対して自由放任を信じていたわけではなかったのである」⁽¹⁵⁾。この場合、分業は国家の叡智＝上級の慎慮によって導入されるとした。「他の諸技術の場合には、分業は個人の慎慮によって自然に導入される。そしてその場合には、諸個人は多数の生業に従事するよりは、一つの特定の生業に限定するほうが、より良く自分たちの私的な利益が増進される、ということを知っているわけである。ところが兵士という生業を、他の全てとは別個独立の、一つの特異な生業にし得るのは国家の叡智のみである。私人としての市民が森閑とした平和の時代に、しかも公共社会から何の奨励も受けずに自分の時間の大部分を軍事訓練に費やすなら、彼は疑いもなく非常にそれに上達するであろうし、またそれを非常におもしろがりもするであろうが、彼自身の利益を増進させないであろうことは確かである。彼がこの特殊な職業のために自分の時間の大部分を放棄するのが彼の利益になるようにしてやれるのは、国家の叡智だけなのである」(WN II, p.697. 同上, 1019頁)。

つまり、個人の直接的利己心に基づく社会的領域においては分業は「個人の

慎慮によって自然に導入される」。他方、直接的利己心に基づかない一部の社会的領域においては、「国家の叡智」によって分業が導入され、そのことによって、個人的利益が増大されるとしたのである。即ち、スミスは、直接的利己心に基づかない社会的領域においては、国家による規制が分業を進展させ、また、私的利害を増進させるものであるという見地をもっていたのである。こうした「国家の叡智」による矯正という見地がスミスの体系においてどのような意味をもつかは、後に論じよう。

しかしながら、真の問題はスミスが直接的利己心に基づく社会的領域における分業の進展が、同時に、富裕層ばかりか貧困層＝労働貧民＝人民大衆をも生み、同時に個人の「知的、社会的、軍事的徳性」を腐敗させることを認めていることであった。「特定の職業における彼の技巧は、彼の知的、社会的、及び、軍事的徳を犠牲にして獲得されるように思われる。ところが改善されたあらゆる文明社会では、これこそ、政府がそれを防止するために多少とも骨を折らぬ限り、労働貧民、即ち、人民大衆が必然的に陥らざるを得ぬ状態なのである」

（前出）。「改善された文明社会」では「個人の慎慮」により分業が導入され、富裕化と徳性の完成が果たされるとするのがスミスの思想であったが、スミスはここでこの主張に真っ向から反対する見解をも述べているわけである。

スミスは彼のいわゆる「四段階社会発展史観」（狩猟→牧畜→農業→商業）においても、「或る場合の」社会の状態（狩猟、牧畜、農業の社会）と「他の場合の」社会の状態（商業社会）を対比して、後者における徳の腐敗に関して述べている。「或る場合には、その社会の状態が個人の大部分を必然的に或る地位に置くのであって、そこでは政府の注意などは全くなくとも、その状態が必要とし、またおそらく許容しうるほとんど全ての能力や徳性が、彼等の中に自然に形成される。他の場合には、その社会の状態が、個人の大部分をこういう地位に置かないのであって、その結果、人民大衆のほとんどが全面的に腐敗したり墮落したりするのを防止するために、政府が多少とも注意を払う必要がある」（WN II, p.781. 同上, 1125頁）。「人民大衆のほとんどが全面的に腐敗したり墮落したりする」社会とは前述の引用文にあるように「改善されたあらゆる文明社会」である。かくして、「改善されたあらゆる文明社会」とは、分業の導入の結果として一方では、全般的な富裕化と道徳の「厳粛な体系」の世界であり、他方で、人民大衆の労働貧民化と、労働貧民の「全面的な腐敗と墮

落」の世界であるとされたのである。

従って、スミスの市場経済下での分業論は、直接的利己心の領域における分業の進展が徳性の完成と同時に徳性の腐敗と、また、富裕の増大と労働貧民の増加という相互否定的な二面性を進展させるものとして考えられていたのである。この二律背反をスミスは明白に述べている。だから、スミスはこの矛盾の存在を現実的、社会的矛盾としてはっきりと認めてはいたのである。だがこの矛盾をスミスは自らの体系の中にどのように位置付けたのであろうか。結論的にはスミスはこの矛盾を明白に意識してはいたが、この矛盾を決して理論化することができなかつたのである。このことは、分業の進展による社会的矛盾の露呈を目にして、「慎慮の徳」(＝「良心」)を強調して、大巾に書き替えたとする『感情論』初版と第六版とを考察することによって一層よく確認できよう。

第二節 『感情論』における徳性の腐敗について

スミスは「徳性の腐敗」に関して、『感情論』初版第一部第四編第二章「野心の起源について、及び、諸身分の区別について」で論じている。そこでスミスは「富裕な人々、及び、勢力のある人々の全ての情念に付いていくという人類のこの性向の上に、諸身分の区別と社会の秩序とが築かれるのである」(TMS, p.52. 『感情論』, 76頁)と述べた上で、「生活上の中流、及び、下流の身分」(ibid., p.56. 同上, 81頁)の人に対して、「上流の人々」(ibid., p.53. 同上, 77頁)の世界に立ち入るなど勧告しているのである。「上流の人々」とは、後に『感情論』第六版で言われる「賞賛に値するものがあれば何であれ、その全ての値打ちと適宜性とを、その境遇と財産への適合性から引き出す」(ibid., p.64. 同上, 98頁) 富裕な人々、有力な人々であり、「上流の人々」の世界とは「野心の領域」(ibid., p.57. 同上, 83頁)、「虚栄」の世界であるとされる。「この世の全ての苦勞と騒ぎは何を目的とするのか。貪欲と野心の、富、権力、及び、卓越の追及の目標は何であるのか。…安樂、または、喜びではなくて、虚栄が我々の関心を引くのである」(ibid., pp.50-51. 同上, 73頁)。これに対して、「生活上の中流、及び、下流の身分」の世界とは、「忍耐、勤勉、堅忍不拔、及び、思考の集中の継続的で長期的な実行を要求する」(ibid., p.51. 同上, 81頁)世界である。このような「上流の人々」の虚栄の富を求めて、貪欲と野心の領域

に立ち入ろうとする人間に対してスミスは次のように忠告する。「野心の領域（circle of ambition）に決して立ち入ってはならない」（ibid.,p.57. 同上, 83頁）と。何故ならば、「生活上の中流, 及び, 下流の身分」の人は「上流の人々の状態を想像力がそれを描く欺瞞的な姿で…考察する時, それはほとんど完全に幸福な状態というものについての観念自体であるように思」（ibid.,pp.51-52. 同上, 75頁）うが, 実は, 「上流の人々」の野心と貪欲こそが「この世に導入した全ての騒乱と動揺, 全ての強奪と不正の原因なのである」（ibid.,p.57. 同上, 83頁）。

ここでは「財産への道」と「徳性への道」の関係, 富裕化による, あるいは, 富裕と勢力を求めると徳性の腐敗との関係は, 「上流の人々」, 及び, 「上流の人々の従属者たち」（ibid.,p.55. 同上, 80頁）について言われているのであり, 「低い身分の人々」（ibid.,p.54. 同上, 79頁）については, 「自分の肉体の労働と精神の活動を…養わなければならない。即ち, 彼は, 自分の専門の職業において, 卓越した知識を, そしてそれを行使するに当たっての優越した勤勉を獲得しなければならない」（ibid. 同上, 80頁）とされているのである。即ち, 徳性の腐敗は虚栄の富を求める「上流の人々」, 及び, 「上流の人々の従属者たち」に関することであり, 「低い身分の人々」については, 「自分の専門の職業において」徳性の涵養と富の追及との一致を認めているのである。こうした見地を一層発展させたものが, 『感情論』第六版における「道徳感情の腐敗について」であるように思われる。

『感情論』第六版第一部第三編第三章における「道徳感情の腐敗について」では, スミスは「富裕な人々, 有力な人々に感嘆し, ほとんど崇拜し, 貧乏で卑しい状態にある人々を軽蔑し, 少なくとも無視するという, この性向は, 諸身分の区別と社会の秩序を確立するのにも, 維持するのにも共に必要であるとはいえ, 同時に, 我々の道徳諸感情の腐敗の大きな, そして最も普遍的な原因である」（TMS, p.95. 同上, 95頁）と述べた上で, 「我々が知恵と徳性に対して感じる尊敬」（ibid. 同上, 96頁）と「富と上流の地位に対して我々が抱く尊敬」（ibid. 同上）とは違うものであるとして, 「上流の人々」とその「従属者」の性格は「高慢な野心と人目を引く貪欲な性格」（ibid.,p.62. 同上, 95頁）であるのに対して, 「生活上の中流, 及び, 下流の地位」にある人々の性格は「控え目な謙虚と公正と正義の性格」（ibid. 同上）であるとした。「生活上の中流,

及び、下流の地位」にある人々とは要するに、「自分の専門の職業」をもつ職業人であり、分業論的に固定化された社会層に属する人々である。スミスは述べている。「全ての中流、及び、下流の職業においては、真実で堅固な職業諸能力が慎慮、正義、不動、節制の行動と結合すれば、成功しそこなうことは有り得ない」(ibid.,p.63. 同上, 96-97頁)と。要するに、分業論的体制における「真実で堅固な職業諸能力」が「慎慮、正義、不動、節制」という徳性と結び付くことによって、あの「中流、及び、下流の生活上の地位においては、徳性への道と財産への道は…ほとんど同一である」という有名な定式に結び付くのである。これに対して、「生活上の上流の地位においては、不幸なことに事情は必ずしも常に同じではない」(ibid. 同上, 97頁)。「最高の地位への志願者たちは法律を越える」(ibid.,p.64. 同上, 98頁)とまで言われる。つまり、「最高の地位への志願者たち」は、「正義の諸規則の内の最も重要なものに対しては或る種の尊敬をもつように威圧する」(ibid.,p.63. 同上, 97頁)「法律」をも越えるのである。スミスは更に述べている。「この羨望される地位に到達するために、財産への志願者たちはあまりにもしばしば、徳性への道を放棄する。何故ならば、不幸なことに、一方に通じる道と他方に通じる道とは時々、全く反対の方向にあるからである」(ibid.,p.64. 同上, 98頁)と。

以上、要するに第六版の補足部分でも、徳性の腐敗は「野心の領域」、即ち、「上流の人々」との関わりで述べられたに過ぎず、これは『感情論』初版での論述を補強するに止どまっているのである。

しかし、問題は「中流、及び、下流の人々」の世界、つまり、「慎慮、正義、不動、節制の行動と結合」した「真実で堅固な職業諸能力」の発揮される領域、市場経済的な「分業」の世界での富裕化と貧困化、徳性の完成と腐敗の関係であった。スミスは「徳性への道」と「財産への道」とが背反するのは、「中流、及び、下流の人々」の世界ではなくて、「上流の人々」、あるいは、「最高の地位への志願者たち」の世界であり、これは『感情論』初版での「野心の領域に立ち入るな」という警告と同趣旨のことを述べているのである。つまり、徳性の腐敗は「上流の人々」の世界に生じることであって、「中流、及び、下流の人々」の世界では、つまり、分業論的に固定化した社会層にある人々の世界では、「徳性への道と財産への道は…ほとんど同一である」と繰り返されるに止どまっている。従って、『国富論』における、市場原理が貫徹する市場経済下

での分業の進展そのものの中での、一方における富裕化と他方における貧困化、それに伴う徳性の腐敗という見地は『感情論』第六版では生かされてはいないのである。『感情論』初版と第六版とは『国富論』、あるいは、『講義』での分業の進展に伴う分業論的に固定化した社会層にある人々、「生活上の中流、及び、下流の地位」にある人々の世界における貧困化＝徳性の腐敗という見地は全く生かされていないのである。まるで二人のスミスが分業して、著作をものしたように見える。「明るいスミス」と「暗いスミス」とは決して媒介されない矛盾物⁽¹⁶⁾である。

第三節 分業の進展における富と徳性

以上のことは即ち、市場経済下での分業の進展そのものの中に分業の進展＝富の増大＝徳性の完成＝正義の実現という契機と共に、分業の進展＝貧困の増大＝徳性の腐敗＝不正義の実現という全く相反するモメントが内包されていることをスミスは「感じてはいた」が、これを理論化することはできなかったことを示している。このため、分業の肯定面＝富の増加＝徳性の完成と、分業の否定面＝貧困の増大＝徳性の腐敗という相反する二系列が生じたのである。これは決して論理整合的ではなく、また、決して論理的に解決できる問題でもなかった。この矛盾は、まさに、水田氏の言うように市場原理の内包する歴史的、現実的矛盾であったのである。

この矛盾の解決のためにスミスの導入した方法が「その熟慮が常に同じ一般原則によって支配されるべき立法者の科学」⁽¹⁷⁾（WN I, p.468.『国富論』I, 696頁）、「自然的正義の諸規則」（TMS, p.340.『感情論』, 433頁）に基づく「立法者」⁽¹⁸⁾による「正義の実現」、分配の公平、富裕化と徳性の完成であったように思われる。即ち、「国家の叡智」＝国家政策による分業の否定面の矯正という見地であったように思われる。これは経済・倫理と法の問題である。がしかしながら、これは、後述するように問題の解決を土台である分業そのものの進展における徳性の腐敗と貧困の増大を、言うならば上部構造である「国家の叡智」によって矯正しようという一面的な解決であった。この解決策の不十分さの自覚が、生涯の課題としての法学の完成を断念せしめたものではないだろうか。

スミスの「法学」は一方でヒュームの「正義＝社会全体の効用」論を、他方でハチソンの「正義＝仁愛」論を批判しつつ、「その熟慮が常に同じ一般原則によって支配されるべき立法者の科学」の確立を目指したものであるとされるが、これは、直接的な個人的利己心に基づかない社会的領域においてのみ認められた「国家の叡智」を、「個人の慎慮によって導入された」分業論的体制に持ち込もうとする努力である。第一節で述べたように、「上級の慎慮」としての「国家の叡智」が、個人の直接的利己心に基づかない社会的領域では、個人に代わって分業を進展させ、私的利益を増進させるという立場をとっていたのであるが、この「立法者の科学」にあっては個人を越えた存在である「立法者」＝国家が、「一般的幸福という広い観点に導かれながら熟慮」しつつ、即ち、ヒューム的な「正義＝社会全体の効用」論と同じ意味で、個人的領域に「正義」を実現するという役割をもつわけである。ここでは、「上級の慎慮」としての「国家の叡智」が「社会全体の効用」というヒュームの観念に導かれたものとして導入されている。しかしこれは、かえってスミスの混乱を深めたように思われる。スミスの根本原理は、「上級の慎慮」としての「国家の叡智」を特定の社会的領域のみに限りつつ、他のほとんど全ての社会的領域では、個人の慎慮による分業の導入に基づく富裕化と徳性の実現、即ち、正義の実現にあったからである。

内田義彦氏の述べられているように、⁽¹⁹⁾ スミスの生涯の課題が、「社会全体の効用」に「正義」の根拠をおいたヒューム的＝ウィッグの実定法の批判であり、これに代わる諸個人の「慎慮の徳性」に基づく法学の体系化にあったとすれば、⁽²⁰⁾ ここでスミスは重大な困難に直面したわけである。また逆に⁽²¹⁾ ホーコンセンやウィソチの言うように、スミスの課題が、公平な観察者＝上級の慎慮の体現者としての国家の同感を唯一の判断原理とする規範的な法改革原理の構築にあり、スミスが「立法者」に積極的、シヴィック的な政策遂行者としての役割を期待していたとすれば、これもまた、スミスの一方の原理である個人の「慎慮」に基づく「正義」の実現という図式に抵触してしまうのである。

現在のスミスにおける経済・倫理と法の関係に関する研究は、ヒューム的な「正義＝社会全体の効用」と、「正義＝個人の慎慮」のどちらかに強調を置くかで二分されているが⁽²²⁾、これは結局、社会思想史的にみれば、ポッコクの提出した「シヴィック・パラダイム」、⁽²³⁾ 即ち、個人的権利よりも、公共生活への

参加を強調するフレッチャー由来のシヴィック的伝統をスミスがどのように受容したかの問題に関わるのであるが、我々の結論は、スミスにあっては、正義＝個人の慎慮論と正義＝国家の慎慮論とは媒介されない矛盾を孕んでおり、これがスミスが『法学』の完成を目指しながらも、最終的にはその完成を断念した理由であると思われるのである。結局、スミスは社会的、現実的矛盾をその体系内に反映させたまま、自らの原理とは矛盾する上級の慎慮＝国家の叡智という概念を持ち込まざるを得なかったのである。スミスにあっては、市場経済下での分業論のもたらす矛盾は明白に意識されていたが、彼はその矛盾の両極を見ただけであって、この矛盾の解決を、いわば外側から、個人を越えた存在である国家の叡智＝国家の政策によって矯正するという立場を取らざるを得なかったのである。これは、スミスの市場経済下での分業の進展が必然的に、矛盾を顕在化させるものであること、むしろ、市場経済原理とは、相互に矛盾した両極の統一であることによってのみ、進展＝運動するものであるという弁証法的性格をもつものであることをスミスは理解できなかったことを意味している。しかしこれは、スミスの個人的限界であるというよりもむしろ、スミスの生きた社会の歴史的制限性によるものであろう。

かくして、スミスにおける分業論と徳性論との矛盾は、スミスが「立法者」概念を持ち込むことによって解決されるどころか、一層混迷を深めたようである。我々は次節でスミスがこの矛盾を解決できなかった理由を考察したい。それと同時に、スミスにおける「経済と倫理」問題がその中に大きな矛盾を含みつつも、何故、今、問題とされねばならないのか、その真の理由をも考察したい。

第四節 分業論の矛盾と「富と徳性」

スミスの市場経済下での分業論と徳性論との矛盾、即ち、分業の進展が富裕化＝徳性の完成を生むと同時に、貧困化＝徳性の腐敗を生むという矛盾は歴史的、現実的矛盾の反映である。即ち、分業の進展＝富裕化＝徳性の完成と分業の進展＝貧困化＝徳性の腐敗という二律背反のもつ意味は、スミスの時代が同市民的な市民社会から階級社会への転化の時期にあり、分業の進展＝富裕化＝徳性の完成の図式があてはまるのは、同市民的な「生活上の中流、及び、下流

の地位」にある人々、つまり、広範な分業体制にありながらも、「真実で堅固な職業諸能力」が「慎慮、正義、不動、節制」という徳性と結び付くことによって、「徳性への道と財産への道」を辿る人々においてであった。即ち、ここでは資本家、及び、賃金労働者という階級的個人は一括して「生活上の中流、及び、下流の地位」にある人々なのである。そこには、同市民的な市民社会の反映が見られても、階級的な資本主義社会の反映は見られない。これに反して他方、分業の進展＝貧困化＝徳性の腐敗という図式には、富の二極化、即ち、富裕と貧困、または徳性の階級化、徳性の完成と徳性の腐敗という、要するに、同市民的な市民社会の階級的な資本主義社会への転化が反映されているのである。要するに、両者は自由競争による希少資源の最適配分という市場原理に基づく市場経済的な同市民的市民社会の階級的資本主義社会への転化、この⁽²⁵⁾転化の反映なのである。

スミスの経済学において、価値論が「投下労働価値説」と「支配労働価値説」との二つの矛盾した価値論をもっていることは周知のところであるが、スミスはこの矛盾を、「初期未開の社会の状態」と「土地の私有と資本の蓄積された社会」という歴史的区別に振り分けることによって、回避しようとしたこともまた周知のところである。しかしこの矛盾は歴史的段階の「区別」ではなくて、スミスの目の前で進行しつつあった、同市民的な市民社会の階級的な資本主義社会への転化のもたらす矛盾だったのである。つまり、スミスの富裕化の根本条件として考えられた分業はその進展の内に同市民的な市民社会の階級分化と、徳性の階級化を必然化するものであるという論理、マルクスの言う「領有法則の弁証法的転回」の論理を内包していたのである。「初期未開の社会の状態」と「土地の私有と資本の蓄積された社会」との論理的、構造的位相を理解できなかったスミスにおいては分業論が立論の中心とされている限り、分業論の矛盾＝「領有法則の弁証法的転回」が現実的矛盾として実現することを理論的に説明することはできなかつたのである。⁽²⁶⁾

即ち、「領有法則の弁証法的転回」による同市民的市民社会の階級社会への転化を理論化することのできなかつたスミスは「徳性の階級化」、「貧困化」そのものが分業の進展から生じることを把握できなかつたのである。従って、スミスにおける分業＝富裕化＝徳性の完成と分業＝貧困化＝徳性の腐敗とは矛盾したままであったが、この矛盾の止揚が「法」に求められた限り、その試みは

挫折せざるを得なかった。かくして、スミスにおける分業論と徳性論の矛盾は、分業の進展において市場原理として自己を貫徹する価値法則のもつ冷厳な妥当化と、それによる領有法則の弁証法的転回を理論化し得なかったというスミス分業論の弱点の必然的結果なのである。

しかしながら、マルクスによるこの矛盾の解明、「領有法則の弁証法的転回」はスミスの市場経済下での分業論と徳性論との関係を一面的な形で、勝れて経済的プロブレマティックとして把握したものであり、そのようなものとしての解明であった。つまり、徳性の階級化は、土台である同市民層の階級的分化の反映として説明された。しかし、スミスの分業論と徳性論の真の意味は、経済と倫理とが階級的分化以前の同市民的市民社会次元という層⁽²⁷⁾で密接に結び付いていること、このいわば市民社会的な人間学的レベルでの倫理による経済的秩序の正当化こそが、資本主義社会の真のイデオロギーであることを示しているのである。この結び付きこそが市場経済の運動の中での階級化による現実的矛盾としての顕在化にもかかわらず、また、体系内の論理的矛盾にもかかわらず、何故、今なお、スミスの思想が「生きている」のかを説明するものなのである。

スミスの「経済と倫理」問題の真の意味は、単にそこに矛盾が存在することを指摘し、その矛盾の解決のために、スミスがどのような方策を取ったかという社会思想史的意味に限られてはならないのである。マルクスを知っている我々には、スミスの矛盾が現実の歴史的矛盾の反映であり、その矛盾は分業論＝徳性論の矛盾にその源泉をもつことを認識している。

しかし、スミスの「経済と倫理」問題の真の意味は、スミスによる「財産への道と徳性への道は一致する」という経済＝倫理の定式が、即ち、市場経済における市場原理こそが人間本性に最適な原理であるという観念が、その中に媒介されない矛盾を含みつつも、現在でもなお有効なイデオロギーとして機能しているその理由にあるのである。その理由とは、経済＝倫理という定式が階級社会的レベルを越えた、あるいは、その根底にある同市民的市民社会的レベルにまで達している、市民社会的人間学的次元でのイデオロギーであるというまさにそのためである。従って、同市民的市民社会が階級的社会に転化することによって、スミスの経済＝倫理の論理が破綻したように見えても、また、実際に破綻しても、つまり、分業の進展が富裕化＝徳性の完成を生むと同時に、貧困化＝徳性の腐敗を生むという歴史的、現実的矛盾を反映した論理的矛盾の体

系であっても、それでもなおかつ「財産への道と徳性への道は一致する」という経済＝倫理の定式が現在でも社会的に有効なイデオロギーであるという矛盾こそが、スミスの分業論と徳性論のもつ真の矛盾なのである。スミスの分業論と徳性論のもたらす矛盾は、その矛盾の一方の極が、階級的個人レベルを越えた人間学的次元にまで達している場合には、その矛盾は決して自己を崩壊させないのだということ、従って、この矛盾を指摘し、そのイデオロギーを崩壊させるのは、階級的次元ではなくて、近代市民社会的な人間学的次元にまでその批判を徹底させなければならないのであるということをお我々に教えてくれるのである。⁽²⁸⁾我々が今、市場経済における「経済と倫理」問題をスミスにまで遡って、問うのはスミスの経済＝倫理の思想が初めて、近代市民社会に固有な人間学的次元において、その所を得たからである。この人間学レベルでの市場経済と論理と倫理の結び付きこそが今後、問われるべき真の課題なのである。我々がスミスにおける経済と倫理の関係を問う本当の意味は以上の理由にある。

まとめ

以上、スミス市場経済原理における論理と倫理、経済と徳性の問題を考察してきた。これをまず倫理の面から総括すれば、経済と倫理との結び付き、市場経済における論理と倫理の結合は、階級的資本主義社会の根底にある同市民的市民社会という市民社会の人間学的次元にまで遡っていることをスミスの分業論と徳性論とは教えてくれた。経済学理論をその根底にある人間学的次元にまで遡ること、これは、社会倫理的立場からする経済学批判の可能性を秘めているのではないと思われる。経済学理論が或る特定の人間学を根拠としてのみ存立可能であるということ、この人間学がその理論と決定的な矛盾に陥らない限り、この人間学は経済学理論によって反映されている合理的な経済的秩序の支配の倫理的正当性を保障するものであること、逆に言えば、経済学理論が真に有効となるためには、人間学的根拠による正当化が必要であることをこの経済学批判は示している。現在、ソ連、東欧諸国で進められようとしている「計画的市場経済」という経済理論は果たして、現在まで国民の間に浸透させてきた社会主義人間像という人間学的イデオロギーとうまく調和するのであろうか。これは今後の社会主義諸国での展開を待たねばならないが、我々の立場

からすれば興味ある課題であろう。

また、市場経済原理は決して必ずしも富裕をもたらすものではないことをスミスは図らずも教えてくれた。スミスがこの否定面を必ずしも明白にせず、基本的に市場経済を楽観視していたとすれば、それはスミスが産業革命以前の経済学者であり、彼の生きた時代の歴史的制約のためであろう。しかし、その後の産業革命によってこの否定面は露にされた。リカードの機械化による労働者の失業問題、マルサスの唱えた人口増加の食糧の供給が追いつかないために生じる労働者の窮迫化の問題、また、マルクスの産業予備軍、労働者の搾取、恐慌論、等々はこの市場経済の否定面の反映である。

スミスは市場経済原理の肯定面を積極的に論じ、ポジティブに把握したにもかかわらず、期せずしてその否定面をもその体系の中に含めなければならなかったのである。現在、進められている「計画的市場経済」という名の市場経済導入の試みは、早くもスミスの把握した市場経済の光と影との両面を止揚できるのであるか。現在の資本主義社会は決して、市場経済が万能ではないことを示している。現代の資本主義社会の市場経済が抱えている諸問題、地球温暖化、森林伐採による自然破壊、環境汚染、オゾン層破壊、等々の環境問題、我が国における地価高騰問題、依然として存在するアジア、アフリカ、中南米諸国での貧困、失業、政治不安。こうした諸問題は「自由放任」を原理とする市場経済原理の一方の必然的な結果なのである。だから、市場経済は決して万能ではない。市場経済原理は決して、デウス・エクス・マキナではないのである。

市場経済原理の事実上の創始者であるアダム・スミスが図らずも示してくれた市場経済のもつ二重の二面性が社会主義諸国でどのような変容を被りながら、自己を貫徹するのか今後の注目に値しよう。

- (1) 中国共産党十三回全国代表大会における趙紫陽報告（「中国の特色をもつ社会主義の道に沿って前進しよう」、『北京週報』第二五巻第四五号、一九八七年）による。
- (2) ランゲについては、「社会主義の経済理論」、ランゲ、テーラー『計画経済理論』土屋清訳、社蒼思想研究会出版部、一九五一年、所収、を参照。また、「ランゲ＝ラーナー方式」については、宇沢弘文『経済学の考え方』岩波書店、一九八九年、47-49頁、を参照。
- (3) 宇沢氏は社会主義的計画経済の前提する人間像を「画一的、消極的で、単線的な文化をもつ人間像」（宇沢、同書、50頁）とされている。

- (4) アダム・スミスからの引用は全て、*The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*, Oxford University Press, 1979-1987, により、以下のように略記する。

TMS…*The Theory of Moral Sentiments*

LJ(A)…*Lectures on Jurisprudence*, Report 1762-63.

LJ(B)…*Lectures on Jurisprudence*, Report dated 1766.

WN I…*The Wealth of Nations*, Volume 1.

WN II…*The Wealth of Nations*, Volume 2.

また邦訳書は以下のように略記し、訳書のページ数を付けた。訳文は原則として邦訳書によったが、一部改訳した所もある。

『感情論』…水田洋訳『道徳感情論』築摩書房、一九八一年。

『講義』…高島善哉、水田洋訳『グラスゴウ大学講義』日本評論社、一九八九年。

『国富論』I…大内兵衛、松川七郎訳『諸国民の富』第一巻、岩波書店、一九八一年。

『国富論』II…大内兵衛、松川七郎訳『諸国民の富』第二巻、岩波書店、一九八一年。

なお、引用文中の…は引用者による省略を、〔 〕は引用者による補足を表わし、また、強調は全て引用者による。

- (5) これは内田義彦氏の言われるスミス経済学のもつ「ブルジョワジーにとっての当面の有効性」と「社会体制＝歴史認識の科学としての有効性」(内田義彦『増補・経済学の生誕』未来社、一九八二年、35頁)、即ち、スミス経済学のもつ実践の有効性と科学的有効性の問題である。
- (6) もちろん、スミスのみがこの支配秩序の倫理的正当性を問題にしたわけではない。田中正司氏の示されるように(田中正司『アダム・スミスの自然法学』御茶の水書房、一九八八年)「富と徳性」問題こそがスミスをも含んだスコットランド啓蒙学派の最大の課題であったのである。田中、前掲書、37-45頁、を参照。また特に、スコットランド啓蒙学派の当面の克服の対象とした思想を「シビックパラダイム」として規定した、J. G. A. Pocock, “Cambridge paradigms and Scotch philosophers”, in: I. Hont and M. Ignatieff ed. *Wealth and Virtue*, Cambridge University Press, 1983, が参照されるべきである。
- (7) 商業の自由が、人間の自由を生むと最初に主張したのはヒュームである。ヒューム「技術における洗練について」『政治経済論集』田中敏弘訳、御茶の水書房、一九八三年、を参照。ヒュームのこの商業＝徳性論がスミスに大きな影響を与えた。
- (8) 市場経済的自由競争と市場のゲームによる「倫理的問題」の解決という勝れてスミスの立場から、経済と倫理を取り扱ったのは、竹内靖雄『経済倫理学のすすめ』中央公論社、一九八八年、である。氏によれば、「『希少性』の制約から生じる経済問題と同型の倫理問題」(竹内、同書、228頁)は、「普通の人間たちが自由な競争の下で自分の利益を追及して行動する結果、社会が一定の秩序を維持しながらうまくやっけていけるような」(同上)原則やルールによっ

て解決されると主張する。「倫理的問題」を『希少性』のもとで解かれるべきもので、さらにその大半は競争によって、市場のゲームという形で自然に解決されるものである(同書, 229頁)とする氏の見解は、スミスの「市場原理における論理と倫理」問題のもつ否定面を無視しており、その主張は著しく現状肯定的である。

- (9) Cf. LJ(A), p.17.
- (10) 「正義の諸法」は他に、「全ての実定的な制度から独立した自然的正義の諸規則」(TMS, p.341.『感情論』, 434頁)とも言われており、この「自然的正義の諸規則」の探求の試みが『講義』であったとされる。
- (11) この表現の由来は、G. Morrow, *The ethical and economic theories of Adam Smith*, Augustus M. Keiley Publishers, Clifton, 1973, p.57. また高島善哉氏も表現は異なるが、同趣旨のことを述べておられる。「経済的世界はいはば法的世界の媒介によって道徳世界に對し最後の統一を與へられてゐるのである。」(高島善哉『経済社会学の根本問題』日本評論社、一九四一年、147頁)。
- (12) この矛盾に関してはマルクスも認めている。「A・スミスは、彼の著書を職業上では分業の礼賛で始める。後になって、国家収入の源泉を論じている最後の章では、彼は折りに触れて、彼の師であるA・ファーガソンの分業の非難を繰り返している」(全集版『資本論』第一巻, 161頁)。また、「分業のために民衆がすっかり萎縮してしまうのを防ぐために、A・スミスは国家の手による国民教育を、といつても用心深く極少量に限ってではあるが、推奨している」(同書, 475頁)。
- (13) 水田氏の主張は次のようなものである。アダム・スミスの「経済社会」が行為の一般的諸規則＝「正義」を内面化した諸個人の構成する社会であるならば、「正義の法」が存在する余地はなくなる。だが、スミスにあっては、経済社会の自律性は認めた上でなお、行為の一般的諸規則と「良心」の対立がある。水田洋「アダム・スミスにおける同感概念の成立」、『一橋論叢』第60巻第6号、一九八六年、を参照。また水田氏は別の著作で(水田洋『アダム・スミス研究』未来社、一九八六年)この対立について次のように述べている。「スミスにおける経済と道徳のパラドクスは、彼の論理的あるいは体系上の矛盾であるというよりは、歴史的矛盾であった」(水田、同書, 349頁)。更に次のように述べる。「資本主義経済がかんぜん自立の秩序を確立してしまうと倫理が不用となる」(同上, 354頁)。経済と道徳とのパラドクスが「歴史的矛盾」とであるという見解は、高島善哉氏の見解(高島善哉『アダム・スミスの市民社会体系』岩波書店、一九八六年, 71頁)を受け継いだものであるが、「資本主義経済が…自立の秩序を確立してしまうと倫理が不用となる」という見解は、我々の見解とは相容れない。倫理が不用となつてしまえば、経済と道徳のパラドクスは自ずと消滅してしまうのではないだろうか。経済が倫理を自らの補完物として必要としながらも(経済的秩序の倫理的正当性)、倫理との矛盾に陥るという事態こそが真の矛盾なのである。
- (14) 自己利益という情念は、ルネサンス期において解放された人間の破壊的な諸

情念(権力欲, 性欲, 金銭欲, 等々)を制御し, 相殺するためにもちだされた比較的無害な情念であったという興味深い見解をハーシュマンは述べている。

Cf. A. O. Hirshman, *The Passions and the Interests*, Princeton University Press, 1977.

- (15) D. D. ラファエル『アダム・スミスの哲学思考』雄松堂, 一九八六年, 60頁。
- (16) 田中正司「アダム・スミスの正義論」, 『横浜市立大学論叢』第26巻, を参照。
- (17) 高島, 前掲書, 79-92頁, を参照。
- (18) この「立法者の科学」をスミスの社会哲学体系の中での中心として, 強調したのは, ホーコンセンである。ホーコンセンは, 「公平な観察者」=「立法者」の同感を唯一の判断原理とする「規範的な (normative)」法改革原理の構築こそが, スミス終生の課題であったと述べている。Cf. Haakonsenn, *The Science of a Legislator*, Cambridge University Press, 1981, Ch. 6.
- (19) 内田, 前掲書, 96-99頁, 111頁。
- (20) 「立法者」という概念はスミスにおいては政治経済学の一部と考えられていたが, この概念のスミスの社会哲学体系における理論的意味については諸説がある。「政治家または立法者の科学の一部門と考えられる政治経済学は, 二つの別個の目的を立てているのであって, その第一は, 人民に豊富な収入または生活資料を供給すること, …第二に, 国家, 即ち, 共同社会に公務を執行するのに十分な収入を供給することである。政治経済学は人民と主権者の双方を富ますことを目的としているのである」(WN I, p.427. 『国富論』I, 643頁)。「もし立法府が, 局部的な利害関係から生じるやかましくもつこい要求にではなく, 一般の幸福という広い観点に導かれながら熟慮することができるなら, …どのような新しい独占も確立せず, また既存の独占も拡張することもしないように, とりわけ注意すべきである」(ibid., pp.471-472. 同上, 702頁)。「あの特殊な時期における国民的敵意〔イギリスの敵対国オランダに対する航海条例の制定〕は, 最も深い熟慮に基づく叡智が勧告したであろうのとまさに同じ目的, つまり, イングランドの安全を危うくする唯一の海軍力であるオランダの海軍力の減殺という目的に向けられたものだったのである」(ibid., p.464. 同上, 691頁)。以上の引用から「立法者」という概念は個人的慎慮を越えたヨリ高次の, 公共全体の福利を考慮に入れた「上級の慎慮」を体現しているように思われる。しかし, これは, スミスの批判の対象となったヒューム的な正義を社会全体の効用に求める立場であるように思われる。
- (21) Cf. Haakonsenn, op.cit., pp.96-97.
- (22) Cf. D. Winch, *Adam Smith's Politics*, Cambridge University Press, Cambridge, 1979.
- (23) 内田義彦氏や田中正司氏は前者であり, ポコック, ホーコンセンやウィンチは後者であるが, 水田氏は, もともとスミスには『法学』, あるいは『立法論』を書くつもりがなかったと主張している。水田, 前掲論文, を参照。
- (24) Cf. Pocock, op.cit., p.237. 「シヴィック・パラダイム」に関しては更に, 田中, 前掲書, 36-40頁, を参照。
- (25) この問題に関しては, 田中, 前掲書, 132-142頁, を参照。

- (26) スミスにおける同市民的市民社会の階級的社会の分裂の問題に関しては、柴田高好『近代自然法国家理論の系譜』論創社、一九八六年、127頁以下、を参照。
- (27) 例えば、和田重司『アダム・スミスの政治経済学』ミネルヴァ書房、一九八三年、288頁以下、を参照。この問題は結局、「自己労働による所有」と「所有による他人労働の所有」という二つの所有論の論理的位相に関わる問題である。
- (28) 『感情論』における「社会」が、限られた特定の時代的社会ではなくて、あらゆる時代的社会に共通する、歴史貫通的な社会像であるとする見解がある。井上和重『資本主義と人間らしさ』日本経済評論社、一九八八年、がそれである。井上氏は、『感情論』における「社会」が「市民社会的な、あるいは、個人主義的な」(同書、92頁)社会であるよりもむしろ、「非社会的な精神的共同体」(同書、143頁)であるとする。『感情論』の理論的次元が、市民社会的次元であるのか、歴史貫通的な次元にまで深まっているのかは議論が別れるところであろう。
- (29) マルクスの批判がこの次元にまで迫っているのかどうか。むしろマルクスの理論は、スミスの前提した「市民社会」的人間学を越えるものではなく、それを前提したものであるとする見解がある。山之内靖『社会科学の現在』未来社、一九八七年、がそれである。「『歴史貫通的』なるものとしておかれたマルクスの人間本質把握は、実は本当の意味でリアルな、したがってシヴィアーな人間認識であったのではなく、国民経済学的事実の中に表象されている西欧市民社会の、まだ若々しく、健全な時代の遺産だったのではないか」(山之内、同書、210頁)。また、同書、162-163頁、をも参照。